

国庫補助の申請(案)について

様式第5-1 (日本産業規格A列4番)

令和6年3月 日

国土交通大臣 殿

住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
氏名又は名称 松伏町地域公共交通活性化協議会

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業(地域公共交通計画策定事業)) 交付申請書

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(地域公共交通計画策定事業))金2,500,000円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

資料3

様式第5-1 別紙

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業(地域公共交通計画策定事業)) 交付申請事業

補助対象事業者名 松伏町地域公共交通活性化協議会 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 松伏町地域公共交通計画策定支援業務委託 【内容】 1 計画準備・地域及び公共交通の現状整理 2 人流の整理 3 公共交通に関するニーズ調査 4 問題点の分析及び課題の整理 5 計画の基本的な方針、数値目標・具体的施策の検討及び計画(案)の取りまとめ 6 協議会の開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 令和7年3月31日	11,276,100	2,500,000

(添付書類)

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) その他補助金の交付に関して参考となる書類

資料3

様式第5-1 別紙

地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本町は、埼玉県の東南部、北葛飾郡のやや南に位置し、都心から30km内の首都圏近郊整備地帯に属しており、東は江戸川を隔てて千葉県野田市、南は吉川市、西は大落古利根川を境に越谷市、また、北は春日部市に接している。町域は東西約4km、南北約7.5kmと南北に長い形をなしていて、行政区域面積は16.20km²である。地形は、一部北部の台地を除いて標高4mから6mの氾濫平野自然堤防で形成された、ほぼ平坦地である。

本町の人口は28,171人（令和5年11月1日現在）、65歳以上の老年人口割合は29.7%（令和2年国調）であり、県平均（27.0%）と比較しても高齢化が進行している地域といえる。

本町に鉄道駅はなく、バス事業者2者（茨城急行自動車(株)及び(株)ジャパントローズ）、タクシー事業者2者（松伏交通(有)及び飛鳥交通(株)）の本拠地がある。

本町からバスでアクセス可能な鉄道駅は、東武スカイツリーラインの北越谷駅（最もアクセスが容易）、せんげん台駅及び新越谷駅、東武アーバンパークラインの愛宕駅及び野田市駅、JR武蔵野線の南越谷駅、吉川駅及び越谷レイクタウン駅で、町が発着点となり放射状に広がっている。

現在本町から都内へ直結する公共交通手段はなく、東京松伏間の深夜高速バス運行は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により令和2年から運休しており、事業者へ聞き取り調査したところ、再開の目途が立たない厳しい状況となっている。

本町で現在策定中の第6次総合振興計画の町民意識調査において、充実した公共交通網の整備が「不満に思う施策」・「重要だと思う施策」・「今後5年間で最も力を入れて取り組むべき施策」の項目で1位となり、転出者の町に対する不満も「交通の便が悪い」点が1位という結果であった。また、令和5年5月～6月に実施した本町内の公共交通事業者との個別懇話会において、深刻な運転手不足により、バス事業者においては今後路線運行の維持が困難になること、またタクシー事業者においては需要に対して供給が全く追いつかず、町内を移動する住民の需要に対応出来ていない状況であることがわかった。

以上のことから、町民の移動及びその手段などの現況をしっかりと把握した上で、町民の求める公共交通のサービス水準を明らかにするとともに、現在ある貴重な公共交通の持続可能性を高め、効率的な公共交通の在り方を明らかにすることが喫緊の課題となっている。

<計画の区域内における公共交通の概要>（調査時点）

	路線バス		デマンド（バス・タクシー）事業者数	その他（鉄道・タクシーなど）
	事業者数	系統数		
全体	2	21	0	・タクシー 2事業者 ※鉄道 なし

【路線バス】

茨城急行自動車 : 17系統

ジャパントローズ : 4系統

資料3

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

【目指す交通計画】

本町内の公共交通の各種データの収集及び課題の整理を行い、移動特性、ニーズ分析から本町に適した公共交通の在り方を明らかにすることを目的として、全ての町民が安全で安心して生活できる快適な移動環境を実現するとともに、持続可能な地域公共交通の実現を図るため、「松伏町地域公共交通計画」を策定する。

【策定調査の必要性】

- ・パーソントリップ調査等既存調査では見えてこない、町民や町外からの来訪者の移動状況を整理するため、調査が必要である。
- ・現在策定中の第6次総合振興計画における町民意識調査の結果では明らかにできていない、現在の町民が求める公共交通のサービス水準を明らかにするための詳細な調査が必要である。
- ・町民のニーズに応えつつ、町民が許容できるサービス水準を明らかにし、提供可能かつ持続可能なサービス水準とのすり合わせをするための調査が必要である。

計画の位置づけ ↓該当するものに○			地域公共交通計画調査事業の活用実績	
新規	現行計画の見直し	期間満了に伴う改訂	なし	あり
○			○	活用年度を記載

様式第5-1 別紙

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
1 計画準備・地域及び公共交通の現状整理	・地域特性及び公共交通の現状等について、既存統計データ等を活用するほか、交通事業者が提供するデータや公共交通事業者へのヒアリングを実施するなどして現状を整理する。
2 人流の整理	・ビッグデータを活用した人流データの分析により、町民や町外からの来訪者の移動状況を整理し、町内における移動（町内を発着とする移動を含む）実態を把握する。
3 公共交通に関するニーズ調査	・公共交通事業者へヒアリングを行い、問題点や課題、再編の方向性等について聞き取りを行う。 ・外出実態調査（目的、範囲、頻度、手段等）及び公共交通の利用状況・意向調査を実施する。

資料3

4 問題点の分析及び課題の整理	・ 1と2で整理し、3で収集したデータ等を基に、問題点を明らかにし、松伏町の地域公共交通の維持・確保に向け取り組むべき課題を整理する。
5 計画の基本的な方針、数値目標・具体的施策の検討及び計画（案）の取りまとめ	・ 計画の基本的な方針及び数値目標を検討する。 ・ 町が目指す地域公共交通ネットワークの実現に向けた具体的施策を検討（施策の検討に当たっては、町内のバス路線等の維持を最優先とした施策の検討）する。 ・ 検討結果を踏まえて、計画（原案）を取りまとめる。
6 協議会の開催	・ 計画策定に向けた調査内容や、公共交通の今後の在り方について協議するため、令和6年度中に4回程度協議会を開催予定。

4. スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
1 計画準備・地域及び公共交通の現状整理	←→			
2 人流の整理	←→			
3 公共交通に関するニーズ調査	←→			
4 問題点の分析及び課題の整理	←→			
5 計画の基本的な方針、数値目標・具体的施策の検討及び計画（案）の取りまとめ	←→			
6 協議会の開催	←→		←→	←→

資料3

様式第5-1 別紙

5. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
1 計画準備・地域及び公共交通の現状整理	468 千円	468 千円	104 千円	364 千円
2 人流の整理	3,155 千円	3,155 千円	699 千円	2,456 千円
3 公共交通に関するニーズ調査	3,087 千円	3,087 千円	684 千円	2,403 千円
4 問題点の分析及び課題の整理	684 千円	684 千円	152 千円	532 千円
5 計画の基本的な方針、数値目標・具体的施策の検討及び計画(案)の取りまとめ	2,510 千円	2,198 千円	487 千円	2,023 千円
6 協議会の開催	2,238 千円	1,685 千円	374 千円	1,864 千円
合計	12,142 千円	11,277 千円	2,500 千円	9,642 千円